

京都市告示第496号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号、第6号及び第7号の規定に基づき、次のとおり指定就労継続支援B型事業者の指定を取り消します。

令和6年11月11日

京都市長 松井孝治

事業者の名称	事業所の名称及び事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
MY1stL LC合同会社	上京ハウス 2610281483	京都市上京区大猪熊 町83の建物の1階	就労継続支援 B型	令和7年 1月1日

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)

(保健福祉局障害保健福祉推進室)